

ICT建機、ICT機器の導入経費の一部を補助します！

— 大分県建設産業DX加速化事業 —

1 事業概要

建設産業における深刻な担い手不足に対応するため、県内建設業者及び県内建設コンサルタント業者に対し、ICT建設機械による施工に必要な機器や、測量・設計業務等に必要なICT機器を導入する経費の一部を助成することにより、建設産業全体におけるDXを推進し、生産性向上や就労環境の改善、職場定着等を図ることを目的とするものです。

2 申請期間、申請方法

申請期間

終了しました

(一次募集) ~~令和7年4月1日(火)～令和7年4月25日(金)~~

(二次募集) ~~令和7年5月1日(木)～令和7年10月31日(金)~~

予定の申込数に達しました

申請方法

下記のURLもしくは右のQRコードから、大分県スマート申請（電子申請）で提出
<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/kensetsudx-r7hojo>

提出書類

- ・事業計画書
- ・その他必要な書類

※提出書類の様式は、大分県建設政策課ホームページからダウンロードできます。



3 補助対象経費、補助条件

補助対象経費	(1) ICT建機			(2) ICT機器		
	・ICT建設機械 ・既存の建設機械をICT建設機械化するための後付け機器等			・測量機器 ・3次元設計CADソフトウェア ・その他生産性向上に資するICTツール（別表）		
区分 補助率 補助上限額	通常枠	1/2以内	100万円	通常枠	1/2以内	50万円
	賃上げ枠	2/3以内	150万円 令和7年度に賃上げを実施していること。かつ、実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、賃上げ前と比較して、1.5%以上増加していること。	賃上げ枠	2/3以内	75万円 令和7年度に賃上げを実施していること。かつ、実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、賃上げ前と比較して、1.5%以上増加していること。

※消費税及び地方消費税は対象外です。補助金額は、予算の範囲内で千円未満切捨とします。

※この補助金以外に当該機器等の導入に関して別途補助金等の交付を受ける場合は、当該導入経費から別途交付を受ける対象経費の額を除いた額を対象経費とします。

※補助事業期間内（令和7年度中）に契約が完了しない割賦による支払いは対象外とします。詳細は、お問い合わせください。

4 対象事業者

次の（１）～（３）のいずれにも該当する者。

- （１）大分県内に主たる営業所を有すること。
- （２）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に規定する会社であること。
- （３）次の①、②のいずれかに該当する者であること。
 - ①建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく許可を有すること。かつ、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和３９年大分県告示第４８１号）」に基づく資格の格付け又は認定を受けた者であること。
 - ②大分県が発注する建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格を有すること。

5 補助事業者の選定

提出された書類の内容について、この事業の目的に沿ったものであるか、活用計画や見込まれる効果が期待できるか等により承認の可否を判断し、その旨を随時通知します。

なお、所定の書類が提出された先着順で選定を行い、補助金申請額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

6 普及拡大への協力

補助対象事業者となった者は、以下について協力するものとします。

- ・県の発注工事等での積極的な活用
- ・現場見学会開催等の普及活動
- ・活用効果等に関するアンケート調査への回答

7 本事業を活用した取組内容（例）

- ・自社で所有するバックホウをＩＣＴ建設機械化するため、後付け機器を導入することで、現場の丁張なしで掘削等の作業を行うなど、現場作業の効率化が見込まれる。また、現場での作業人員を減らすことができるため、技術者の超過勤務を抑制でき、就労環境の改善にもつながる。
- ・自動追尾型トータルステーションを導入し、これまで少なくとも２人で行っていた測量作業を１人で実施でき、現場の省力化が見込まれる。
- ・施工以外のＩＣＴ施工関連業務（３次元測量、ドローン操縦、画像解析等）を担えるよう、３次元設計のソフトウェアやドローンを導入し、現在事務補助を行っている現場経験が少ない若手社員の活躍の場を拡げる。
- ・技術者が行っている施工管理業務を細分化し、「施工管理事務」を新しい業務部門として設置する。現場とオフィス内で、図面や写真等を共有できるソフトウェアを導入することで、オフィス内で施工管理関係書類の作成ができ、現場技術者の負担軽減につながる。

※例示であり、これに限るものではありません。

※具体的には、「実施計画書」等の内容により、「取組計画」や「機器を導入することによる効果」などを確認したうえで、補助の可否を決定します。

8 お問い合わせ先

大分県土木建築部 建設政策課 建設技術情報班

（電話）０９７－５０６－４５５６

（ホームページ）<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/kensetsudx-r7hojo.html>

（Ｅ－メール）a18700@pref.oita.lg.jp

